

No.22001

お客さま各位

(変更) 貨物室内における温度データロガーなどの電子機器のご利用について

平素より JALCARGO をご利用いただき、誠にありがとうございます。

貨物室内における温度データロガーなどの電子機器のご利用に係る弊社対応につきましては、「国内貨物ニュース NO.17002（＊）」にてご案内しておりますが、承認要件の変更につき下記の通りご案内申し上げます。

お客さまにおかれましては、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

＊：2017年4月21日（再周知）貨物室内における温度データロガーなどの電子機器のご利用について

記

1. 対象

貨物室内に搭載するすべての電子機器

（通信用の電波を発する・発しないに関わらず、すべての電子機器が対象となります。）

2. 対象便

国内線・国際線に関わらず、すべての便

3. お客さまへのお願い事項

- 1) 梱包または ULD 内に貼付した温度データロガーや衝撃記録計などの電子機器については、原則としてあらかじめ電源をお切りいただいたうえでご搬入をお願いいたします。許可済み電子機器リストに掲載の製品に限り、電源を入れた状態での受託が可能です。
- 2) 許可済み電子機器リストに記載のない電子機器をご利用される場合は、弊社営業担当者までお申し出のうえ、以下の書面のご提出をお願いいたします。弊社での評価につきましては、電波を発しない電子機器の場合は 10 営業日程度、電波を発する場合は 1 カ月程度の時間を要する可能性があるため、事前に時間の余裕をもって提出いただきますようお願いいたします。

① 通信用電波を発しない電子機器

（例：記録のみを行うデータロガー）

- ・製品仕様書
- ・RTCA DO160 Section 21 Category H に適合していることを示す書類（※）
- ・「JAL Evaluation item list for cargo tracking device with cellular transmission function」及び記載事項を証明する書類（HAC・JAC 運航便における承認を希望される場合のみ）

② 通信用電波を発する電子機器

(例：記録に加えて、内蔵された SIM カードによりデータを送信する機能を有するデータロガー)

- ・製品仕様書
- ・RTCA DO160 Section 21 Category H に適合していることを示す書類(※)
- ・「JAL Evaluation item list for cargo tracking device with cellular transmission function」及び記載事項を証明する書類

※いずれの場合であっても DO160 のバージョンは E 以降

4. その他

既に利用可能であることが確認済みの電子機器(弊社ウェブサイト参照)につきましては、以後の確認および証明書を再提出いただくことなく引き続き利用可能です。最新の状況につきましては、弊社営業担当者までご確認ください。「JAL Evaluation item list for cargo tracking device with cellular transmission function」を提出いただくお客さまにおかれましては、弊社より当該フォームを提供させていただきますので、営業担当者にご希望の旨お伝えください。

尚、HAC・JAC・JTA・RAC 運航の国内線便については、具体的に使用予定のある製品に限り評価をさせていただきます。該当便における輸送予定がある場合は、営業担当者までお申し付けください。

以上